

第84号議案

春日市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成30年12月3日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

常勤の特別職の職員の期末手当の改定に準じ、市議会議員の期末手当について改定を行いたい。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例
の一部を改正する条例

第1条 春日市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例(昭和26年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 春日市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の122.5」を「100分の130」に、「「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」を「、「100分の167.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の春日市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成30年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の春日市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。